

いつまでも自立した豊かな生活を♪

みんなで、動いて、笑って、楽しく介護予防！ 生きがいデイサービスを利用して、 1日を楽しく過ごしてみませんか？

高齢者福祉サービス 生きがいデイサービスとはどんなことをするの？

最近、「年だから仕方ない…」とあきらめていませんか？
今からでも間に合います！生きがいデイサービスとは、
介護予防のための体操やゲーム、創作活動などの
レクリエーションを行うサービス。
仲間づくりや外に出る機会が欲しい人、
たくさん笑いたい人にぴったりです。
「心もカラダもイキイキ！」
あなたも仲間入りしてみませんか？



「お友達が
できて嬉しい」
「大きな声が出せる
ようになった」
そんな声を沢山
いただいています

どんな人が通えるの？

介護保険の認定を受けていない

自立している **65歳以上の人**

どうやって通うの？

送迎車がついています。
ご自身での通所も可能です。

利用料金はいくら？

1日につき **700円～**

(昼食代、おやつ代、教材費含む)

※物価高騰により利用料が変更する
場合があります。



総合事業 介護予防生きがいデイサービスもあります！

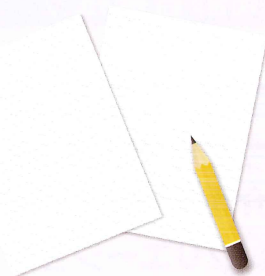
【対象者】総合事業対象者、要支援1・2の人

※利用料金など詳しくは市：地域包括ケア推進課へお問い合わせください。

裏面あり

通うためにはどうすればいいの？

- ① お電話にて市地域包括ケア推進課または各施設にご連絡ください。
※要支援の方は安心すこやかセンター（地域包括支援センター）または担当ケアマネージャーへご相談ください。
- ② 施設にて一日体験をしていただきます。
（お住まいの地区により、利用できる施設が異なります。）
- ③ 申請書類の一部（①②）を市地域包括ケア推進課へ提出してください。
「いきいきサロン藤の里」のみ直接施設へお申し込みください。
※利用回数は、最大週3回で、要支援1の人及び事業対象者の人が週1回まで、要支援2の人が週2回までとなります。
- ④ 安心すこやかセンター（地域包括支援センター）職員による
実態把握訪問調査を受けてください。
- ⑤ かかりつけ医療機関に受診し、申請書類③を記入してもらい、市地域包括ケア推進課へ提出してください。
- ⑥ ②～⑤をもとに市で利用可否の判断を行います。
利用開始決定後、決めた曜日で毎週通えます。



- ①在宅福祉サービス利用(変更)申請書(第1号様式)
- ②在宅福祉サービス利用者調書(第2号様式)
- ③在宅福祉サービス利用についての情報提供書(第3号様式)



申請書は市のホームページからもダウンロードができます。

https://www.city.fujieda.shizuoka.jp/soshiki/kenkofukushi/chiikihokatsu/gyomu/3_/1445914645762.html

いきいきサロンきすみれの里

岡部町内谷1400-1
（藤枝市福祉センターきすみれ）
電話：054-667-5200
担当地区：葉梨、広幡、西益津、岡部

いきいきサロン藤の里

五十海1-1-3
電話：054-646-7400
担当地区：瀬戸谷、稲葉、葉梨、広幡、西益津、藤枝、青島（一部）

生きがいデイサービスセンター大洲

大洲2-29-9
電話：054-636-1949
担当地区：青島（一部）、高洲、大洲

お問い合わせ

藤枝市役所 地域包括ケア推進課

【住所】藤枝市岡出山1-11-1 【電話】054-643-3225 【メール】chiikicare@city.fujieda.lg.jp